

## 令和7年度 松子連・子ども会安全共済会手続き手順

※以下に説明する松子連加入関係に使用する様式および安全共済会に関する様式はすべて松子連ホームページからダウンロードできます。

### 【書類作成時の留意点】

- ①各様式は皆さんが掛けている各種保険の用紙と同じ扱いのものです。  
各自で記入する際は、記入はボールペンで行い、訂正は修正テープ等で行わず、抹消線と訂正印で行ってください。
- ②提出する様式は原本とし、必ず控え（コピー）を取っておいてください。  
提出後、記入内容の確認等により連絡を差し上げた際のためにコピーを必ず手元に控えておいてください。
- ③提出する各様式は、ホチキス留め、見出しシール貼付は絶対に行わないで下さい。

### 【松子連加入手続き】

#### ■書類

- ①松子連子ども会代表者・事務担当者報告書  
※WEBで登録を済まされた場合は提出不要
- ②加入申込書 単位子ども会作成（育成会代表者氏名が直筆署名の場合、押印は不要になりました）
- ③加入者名簿 単位子ども会作成（加入申込人数が「加入申込書」で収まるのであれば不要）  
※加入者名簿の小学生・中学生・高校生は学年を記入。  
※3歳以下の加入者は3歳以下欄に○印を記入ことと同伴保護者の名簿No.を記入する必要があります。忘れずに記入してください。  
※学年および3歳以下欄は4月1日時点のものを記入  
※高校に通っていない高校生年齢相当の加入者は相当する学年を記入  
※種別（幼・小・中・高・育）欄も漏れなく記入してください。  
※幼＝幼児、小＝小学生、中＝中学生、高＝高校生・高校生相当年齢、育＝育成者・指導者・事務局職員  
※②③について、安全共済会の加入手続きをネット加入で済まされた場合は、この様式の代わりに安全共済会ネット加入webサイトの名簿をプリントスクリーン等で印刷したものを提出して代えることができます。

#### ■会費

1人年額 150円

（注）手続き後の会費返納は出来ません。

また、年度期間途中での入退会であっても減額はありせん。

#### ■手続方法

\*新年度初回登録の会費入金は令和7年4月12日（土）までとします。

転出入の多い時期のため、内容変更による資料の再作成が往々にしてあります。事務作業の効率化のため、御協力を御願ひ致します。

- (1) 上記書類①②③に必要な事項を記入してください。
- (2) 御記入頂きました書類を4月13日の受付時にご提出下さい。
- (3) 同時に、松子連会費を4月13日の受付時に納付して下さい。

#### ■その他

受付時に「子ども会代表者・事務担当者報告書」「加入申込書」「加入者名簿」の提出及び会費の納付が出来ない場合は、4月12日までに「子ども会代表者・事務担当者報告書」「加入申込書」「加入者名簿」を松子連事務局へ提出してください。

なお、松子連会費については下記口座へ振込みをお願いします。

#### 【松子連会費 入金先】

銀行名／三十三銀行 支店名／松阪本店営業部  
口座種別／普通 口座番号／3102681  
名義／松阪市子ども会連合会 事務局 会計 藤川由実  
(マツサカシコドモカイレンゴウカイ ジムキョク カイケイ フジカワユミ)

#### ※注意※

入金の際、入金者名を「〇〇コドモカイ」としてください。

個人名にての入金ですと、入金者の確認が取れず、手続きが出来なくなります。

なお、安全共済会会費については上記口座とは別口座になりますので混同の無いよう、ご注意下さい。

#### 【安全共済会加入手続き】

##### ■安全共済会加入手続きの前提として

安全共済会の補償の対象は「子ども会活動中」の事故が対象となっています。

「子ども会活動」とは、育成者または18歳以上の指導者の管理監督の下、適切な指導によって行われる活動を指します。

従いまして、安全共済会加入の際は、子ども会単位で必ず育成者または成人指導者が1名以上加入していることが必須条件となります。

##### ■令和7年度変更点

###### ①安全共済会掛金等の金額が250円／年となります

→光熱費等諸物価の高騰等の影響により三重県子連運営費の歳入不足分をこれまでは特別会計からの繰り入れで賄ってきたが、その繰り入れ元が枯渇したため安全共済会掛金等の内、三重県子ども会連合会事業運営費を値上げする

###### ②様式03（加入申込書・加入者名簿1）・04（加入者名簿2）の書式変更

→性別および大人の年齢は記入しなくても良い

ただし種別欄の記入は必要

###### ③様式05（年間行事計画書）の運用変更

→個別の「行事・活動」の実施予定日・会場・参加予定人数が変更となった場合でもその変更内容の提出は不要とする

ただし行事・活動の追加および名称が変更となった場合については実施日前日までに提出が必要

###### ④補償の対象となる「往復中」の定義の変更

→解散場所（放課後体験活動においては活動場所）から被共済者の住居ではなく定期的に特定の場所（祖父母の住居や塾）に行く場合は往復中とする  
ただし管理者に報告があり管理者が把握していることが必要  
なおその後特定の場所（祖父母の住居や塾）から被共済者への住居までの途上は往復中には含まない

#### ⑤医療共済金の支払についての運用変更

→健康保険等を適用しないで治療を受けた場合については支払対象外となる  
例えば労災保険を適用して治療を受けた場合や交通事故で加害者の負担で治療を受けた場合等は支払対象外となる

#### ⑥自転車保険の取扱い中止

→加入時期が8月1日であるなど加入者数増加対策が困難なため加入者数の増加が見込めず自転車保険の取り扱いを終了する  
令和7年度は一応継続するものの新規加入募集は行わず既加入者の継続更新手続きを行い既加入者には令和7年度の更新をもって自転車保険の取り扱いを終了する旨を通知する

### ■安全共済会加入対象

単位子ども会、市町子連、県子連に所属する0歳以上の者。  
具体的には乳幼児、小学生、中学生、高校生、育成・指導者等です。

### ■会費

1人年総額 250円

【内訳】全国子ども会安全共済掛金……50円

全国子ども会連合会運営費……20円

三重県子連事業運営費………180円

（注）手続き後の会費返納は出来ません。

### ■書類

#### ①全国子ども会安全共済会チラシ

※共済約款（抜粋）の記載があることから、加入者一人1枚または一家庭に1枚の配布が必要なためです。加入者には確実に配布してください。

#### ②共済様式03「加入申込書」（育成会代表者氏名が直筆署名の場合、押印は不要になりました）

#### ③共済様式04「加入者名簿2」

#### ④共済様式05「年間行事計画書」

#### ⑤共済様式06「共済掛金等報告書（ネット加入用）」

#### ⑥共済様式07「変更届」

#### ⑦安全共済会賠償責任保険チラシ

※参考資料として1部封入してあります。詳細は全国子ども会連合会ホームページをご覧ください。

### ■安全共済会 ネット加入手続き・更新について

既にネット加入を行っている単位子ども会は、年度更新作業を行うことにより入力の手間を一部省くことが出来ます。更新作業のマニュアルは全国子ども会連合会のホー

ムページ内の「安全共済会ネット加入」のページに掲載されていますので参照してください。(松子連ホームページにも掲載します)

次年度より新たにネット加入を行う場合は、全国子ども会連合会のホームページ内の「安全共済会ネット加入」のページに掲載されている「単位子ども会用 加入編」マニュアルを参照して、まずは新規登録から始めてください。(松子連ホームページにも掲載します)

また、ネット加入の際に使用する様式は先に説明した様式とは別の様式を使用します。具体的には

- ①既にネット加入を行っている単位子ども会は必要に応じて3月12日(水)までに令和6年度分のデータを保存してください
- ②メンテナンスの為3月13日(木)～15日(土)はネット関連手続きは出来ません
- ③3月16日(日)以降で令和7年度分のネット加入手続きが行えます
- ④名簿の入力や年間行事計画等の入力済みでしたら共済様式06を印刷して4月13日の受付時に安全共済掛金と共に提出してください
- ⑤4月13日に共済様式06と共済掛金が提出できない場合の対処は下記の書類での提出と同じ対応を行ってください
- ⑥名簿入力後30日はオンライン上でご自身にて名簿の削除が行えますがそれ以降は全国子ども会連合会事務局に削除依頼をしてください(詳しくはマニュアルを参照してください)

#### ■安全共済会 書類加入手続き手順

1. 共済様式03「加入申込書」に必要事項を記入して下さい。

「子ども会」とは子どもの団体とそれを見守る育成会から成り立つという理念の下、大人の育成会代表者氏名・連絡先と共に、子どもの代表(会長)の氏名をそれぞれの欄に記入して下さい。

(※育成会代表者氏名が直筆署名の場合、押印は不要になりました)

人数欄にはそれぞれの人数を記入して下さい。

加入者名簿欄には加入する方の氏名等を記入して下さい。

※加入者名簿の小学生・中学生・高校生は学年を記入。

※3歳以下の加入者は3歳以下欄に○印を記入ことと同伴保護者の名簿No.を記入する必要があります。忘れずに記入してください。

※学年はおよび3歳以下欄は4月1日時点のものを記入

※高校に通っていない高校生年齢相当の加入者は相当する学年を記入

※種別(幼・小・中・高・育)欄も漏れなく記入してください。

※幼=幼児、小=小学生、中=中学生、高=高校生・高校生相当年齢、育=育成者・指導者・事務局職員

※2回目以降の追加加入の際もこの様式(共済様式03)の提出が必要です。全ての欄に記入の上、追加申込を行って下さい。

2. 共済様式04「加入者名簿2」に必要事項を記入して下さい。

記入方法は、共済様式03「加入申込」の名簿欄と同様です。

※加入される人数が共済様式03「加入申込」の名簿欄(20名分)で収まるのであればこの様式(共済様式04)は提出の必要はありません。

3. 共済様式 05「年間行事計画書」に必要事項を記入して下さい。  
年度内の行事をなるべく詳しく全て記入して下さい。  
実施日時が未確定の場合は「5月中旬」とか「10月下旬」というように、いま分かっている範囲で記入して下さい。  
年間を通して行う行事（ソフトボールの練習等）や、時期を区切って毎日のように行う行事（盆踊りの練習等）は「日常定例活動」欄に「毎週土曜日 ソフトボール練習」や「7月下旬～8月上旬盆踊り練習」のように記入して下さい。  
また、松子連・県子連・全子連事業に参加する可能性がある場合は「日常定例活動」欄に「松阪市子連・三重県子連・全子連事業／通年」と記入すること。  
※提出後、行事が追加や変更になった場合はこの様式に変更になった行事のみを記入し、追加・変更欄に○を記入し新たに提出して下さい。  
※行事計画書に未記載の行事で事故が起こった場合、共済補償の対象になりませんので、全ての行事を記入して下さい。
4. それぞれ記入した共済様式 04「加入申込書」、共済様式 05「加入者名簿 2」、共済様式 05「年間行事計画書」の 3種を揃えて会費とともに4月13日の受付時に提出して下さい。  
提出の際には控え（コピー）を必ず取っておいてください。  
※コピーを取る必要のない3枚複写式の手書き様式をご希望の方は松子連事務局までご連絡ください。
5. 上記1～4の書類提出及び手続きをそれぞれの期日までに行うことによって、4月1日まで遡って共済補償が適用となります。  
期日以降の手続きになると手続き完了の翌日0時から共済が適用になりますので御注意下さい。
6. 転入や代表者の変更があった場合は共済様式 07「変更届」を使用して下さい。  
転入とは、以前住まいしていたところで安全共済会に加入していた方が新たに転入してきた場合を指します。その場合は転入してきた側の子ども会が様式の提出を御願いたします。

■受付時に書類が提出できない場合は

受付時に加入申込書・加入者名簿・年間計画書の提出及び会費の納付が出来ない場合は、4月12までに加入申込書・加入者名簿・年間計画書を松子連事務局へ提出してください。

なお、安全共済会会費については下記口座へ振込みをお願いします。

【安全共済会会費 入金先】

銀行名／三十三銀行 支店名／松阪マーム支店

口座種別／普通 口座番号／2457591

名義／松阪市子ども会 安全共済会 会計 前川真理

(マツサカシコドモカイ アンゼンキョウサイカイ カイケイ マエガワマリ)

※注意※

入金の際、入金者名を「〇〇コドモカイ」としてください。

個人名にての入金ですと入金者の確認が取れず、安全共済会手続きが出来なくなります。  
なお、松子連会費については、松子連総会時に現金にての受付となり、振込みの際の口座も別口座となりますので混同の無いよう、ご注意ください。

以上が加入に関する手続きです。

提出の期限と様式をお間違えないよう、手続きを御願います。

加入手続きや事故が起こった際の手続きについて不明な点があれば事務局までお問い合わせ下さい。

**【松子連事務局】**

〒515-8515 松阪市殿町 1315-3

松阪市教育委員生涯学習課青少年育成係

TEL／0598-53-4401

FAX／0598-26-8816

E-mail／info@matsukoren.net

ホームページ／<https://matsukoren.net/>